

第76回行政苦情救済推進会議議事概要

1 日 時：平成20年11月25日（火）14:00～16:00

2 場 所：虎ノ門パストラル すみれ

3 出席者

（メンバー）

座 長	堀 田	力
	秋 山	收
	大 森	彌
	加賀美	幸 子
	加 藤	陸 美
	小早川	光 郎

（敬称略）

（総務省）

行政評価局長	関	有 一
大臣官房審議官	新 井	英 男
行政相談業務室長	榎 本	泰 士

4 会議次第

（1）新規付議事案の審議

- ① 麻しんの予防接種に係る対象年齢の見直し
- ② 薬の処方せんの使用期間の見直し

5 議事

（堀田座長）

委員の皆様方におかれましては、ご多忙のところご出席いただき誠にありがとうございます。

本日は、お手元の議事次第のとおり、新規付議事案2件について進めてまいりたいと思います。

はじめに、「麻しんの予防接種に係る対象年齢の見直し」の事案について事務局から説明してください。

(1) 新規付議事案の審議

① 麻しんの予防接種に係る対象年齢の見直し

《室長から事案の概要を説明》

(事案の概要)

○ 私の息子が通う高校では、2年生のときに海外に修学旅行に行くが、麻しん（はしか）に対する免疫を有していない場合は、その前までに自費で予防接種を受けるよう高校から勧められた。

しかし、平成20年度から5年間は、これまでに麻しんの予防接種を2回接種している者又は麻しんに罹患したことのある者を除き、中学1年生及び高校3年生に相当する年齢の者は該当する年度内に予防接種を無料で受けられることになっている。

修学旅行のために高校2年生で予防接種を受ける場合も、無料で受けられるようにしてほしい。

(堀田座長)

それではご審議いただきたいと思いますが、その前に確認ですが、申出内容について積極的に改善するとすると、関係法令を改正しなければならないのでしょうか。

(室長)

政令（「予防接種法施行令」）改正が必要になります。政令では、元々1歳と小学校就学前の1年間に予防接種をするよう規定されていましたが、今回の改正により平成20年度から将来5年間に限り、中学1年生に相当する年齢の者と高校3年生に相当する年齢の者も補足的に予防接種をするよう規定が加えられました。

(堀田座長)

その政令の規定を柔軟に運用できないかということですね。

(大森委員)

現行の政令では、どのように規定されていますか。年齢をきちっと書いているのですか。

(室長)

政令は、年齢を限定して規定しています。年齢で規定されていますので、高校に通っていない者についても、その年齢に該当するのであれば接種の対象となります。

(小早川委員)

予防接種を受ける側から見れば、あと何か月か待てば無料になるのにというのは非常に不合理な感じがするでしょう。海外への修学旅行で、2回目の接種を高校2年生

時に受けなければならないのであれば、高校3年生にこだわる必要はないのではないのでしょうか。弾力化したら一体誰がどういう迷惑を被るのでしょうか。

ワクチンの供給量と需要量の予測の問題については、ワクチンの接種量予測に供給量を正確に合わせて計画を立てなければいけないものなのか、供給に多少余裕があれば備蓄すればいいというものではないのですか。

もう一つは、市町村の財政を圧迫するということですが、定期接種は市町村にどういった財政負担を強いるのでしょうか。

(室長)

まず、予防接種の費用についてですが、国からは補助金は出ていません。制度としての枠組みは国が示していますが、各市町村が自ら予算を組んで費用を拠出しています。

(堀田座長)

政令で高校3年生は無料で接種することになっており、各自治体は概ねそれ相応分の予算は用意していないといけないのですが、その予算が1年間前倒しになるだけの話ではないのでしょうか。高校2年生で有料で接種した者の分だけ、結局その者が高校3年生になったときには接種の必要がなくなりますので、予算は浮きます。それが毎年生じますので、浮いた分だけ自治体は毎年負担しなくてもよいということになります。

また、ワクチンについても、修学旅行時の任意接種分のワクチンは確保されているわけですから、この前倒しで足りなくなるというわけでもありません。

(室長)

予算の面からみますと、高校2年生での定期接種追加を行うとした場合の最初の1年目だけ新たな負担が生じることになりますが、その後はローテーション化するので、大した負担も伴わないと思います。

(加賀美委員)

それも修学旅行に行く高校2年生の分だけのほんの少しの前倒しなので、そんなに大きな負担が生じるとは思えません。

(室長)

次に、ワクチンについてですが、ワクチンの保存期間は大体1年であり、長くは保存できないとされています。ワクチンは、医療機関が自治体から需要に関する情報を得て必要な量を製薬会社に発注しておりますが、ワクチンを製造している製薬会社は国内に2社しかありません。製造するのに約20か月かかるということであり、ワクチンの供給量を急に増やせるわけではありませぬので、ある程度は計画的な接種を行う必要があると思われまます。

(堀田座長)

しかし、高校2年生で海外に修学旅行に行く者に対する接種分のワクチンが現状では確保されているわけですから、今回の定期接種の一部前倒しにより、ワクチン製造が問題になることはあまりないのではないのでしょうか。

(加賀美委員)

高校2年生で海外に修学旅行に行く者は、そんなに多くないし、それ以外にも任意で接種する者もいるわけですね。

(室長)

修学旅行で海外に行っている高校2年生は、年間15万人くらいです。それに加えて、麻しんが流行した場合には任意に接種する者もいますので、その分も考慮して製造はされていると思います。

(秋山委員)

財政面では、対象年齢になる前に有料で任意接種した者の分の予算が自治体では浮いてきて、必要でなくなるということですよね。また、ワクチンについても、毎年前倒し分があっても、医療機関では賄えている状況にあるのではないのでしょうか。在庫を調整すればという話であり、供給面に問題は生じないのではないかと思います。

(加賀美委員)

他の国に迷惑をかけないという点が一番の大きな理由ですね。

(加藤委員)

おっしゃるとおり、他の国に迷惑をかけるのは恥ずかしいという点が一番の問題だと思います。直感的には、国の方で海外修学旅行時の予防接種を推奨しているのだから、少しお金も負担して、無料でできるようにしてあげるべきだと考えます。

もっとも、接種の時期というのは、医学的な論拠をもって決められているのではないのでしょうか。補償や事故という問題について、厚生労働省は大事に扱っています。

医学的な論拠があるものだとすれば、2回目の接種が高校3年生でなくてもよいとする医学的論拠をはっきりさせておく必要があるのではないのでしょうか。

(室長)

1回目の接種と2回目の接種の間隔はどのくらいが適当なのかということですが、最低1か月以上の間隔をあける必要があるとされています。厚生労働省の予防接種に関する検討会の議事録を見てみますと、補足的接種の期間について、3年間とする案と5年間とする案、さらに7年間とする案の3案が出たようです。ところが、3年間ですと、ワクチンの供給という面で不安定なところがあり、7年間ですと、日本を含むアジア地域で2012年に麻しんを排除するという計画に2年ほど遅れてしまう。それで、

やはり中1と高3で補足的接種を行う5年間がいいのではないかという結論になったようです。

(大森委員)

既に麻しん排除宣言を行った韓国では、これをどうやって推進したのですか。

(室長)

韓国では、厚生大臣自ら予防接種を受ける等のキャンペーンをやったり、就学前のワクチン接種を義務化するなど、積極的に推進しているようです。

(大森委員)

政令の方を高校2年生に変更するとなると、何か不都合が起こるのでしょうか。これまでの説明によれば、高校2年生とする方がむしろ実情に合っていますよね。

(加賀美委員)

ここでの問題は、修学旅行で海外に行く場合に限った問題ですよ。

(室長)

そのとおりです。ただ、親として、海外への修学旅行には行かないけれど、早いうちに接種させたいという者が出てくると思いますので、その場合に理屈をどうするかという問題があります。

(加藤委員)

予防接種については、かつて事故が恐れられ、親御さんの気持ちがオーバーになり、忌避される雰囲気があるベースにあったので、1回目は必ず接種されているという前提から実際はどうなのかわからないと思います。

財政やワクチンの量には、ある程度の幅を持たせているはずですから、世の中の実情に合う形に合わせ、高校2年から高校3年までの間とするか、あるいは、繰り上げ接種を可とするか、この辺りを工夫したらどうでしょうか。

また、予防接種を忌避する人が今も必ずいるわけですから、接種に熱心な人の例だけでものを考えるのではなく、このことを踏まえ、接種時期に幅を持たせる知恵を絞ったらどうかと、厚生労働省に働きかけてみてはどうでしょうか。

(堀田座長)

加藤委員のご提案ですと、修学旅行に限らず、高校2年生から高校3年生の間で自発的に本人が受ければそれでよいとする案ですが、その場合の実施主体における手間や、接種したかどうかの確認などの事務がどうなるかについても、厚生労働省に合わせ聞いていただきたいと思います。

(秋山委員)

中1、高3と決めているのは、事務の執行の面で紛れがないからという理由でしょうか。

(室長)

末端の市町村もそういった整理があった方がやりやすいと思います。高校生の場合、地元の高校ではなく、当該市町村外の高校に通っている者もいます。居住する自治体で接種することとなりますので、自治体においては、海外に修学旅行に行く者の把握も大変になるという点もあります。

(秋山委員)

その意味でも、地方の事務の執行上中1・高3での実施は必要としつつも、例外を設けるならば、限定的なものにした方が市町村等の現場もやりやすいでしょう。

(大森委員)

高校3年生で修学旅行に行くところもありますよね。

(室長)

やはり、高校3年生となると、受験や就職活動等で相当忙しいということもあり、修学旅行に行く者は数パーセントと極めて少ない状況です。

(秋山委員)

いずれにしても、予防接種法に基づく予防接種ということで、公費を使いますし、政令改正が必要ですね。それと、海外修学旅行時の接種は、こうしたらどうかというアドバイスで済む話ではありません、そういう捉え方はおかしいと思います。

(小早川委員)

このままでは外国に対して恥ずかしいというのは、国策ではないでしょうか。なのに、負担は市町村任せというのは、おかしいと思います。

(大森委員)

国の役割を放棄しているようにも見えます。

(堀田座長)

そんなことでいいのかという議論ですよ。国民の健康というところで押ししてもらいたいと思います。

(加藤委員)

中学校は義務教育ですが、高校の場合は高校に入っていない人のことも考えないと

いけない。高校に通っていない者についても、厚生労働省は、もちろん定期接種の対象としているのでしょうか。

(室長)

高校3年生相当の年齢の者と規定していますので、高校に行っていない者も対象になります。また、今回の臨時措置による定期接種については、市町村において対象者全員に個別通知するようにと指導しています。

(加藤委員)

個別通知までしているということであれば、高2・高3の2年の幅で実施したらどうかと言うのは少し難しいかもしれませんね。しかし、5年間の臨時措置でそこまで接種時期を固定的にして実施する必要があるのかという気がします。しかも、厚生労働省の予防接種に関する検討会での結論においても、今回の接種の実施時期については説が分かれていたということですし。

(加賀美委員)

基本はこのままにしておいて、状況によって、海外修学旅行時に必要な接種とかその他誰もが必要と納得できる場合に、今回のように定期接種の前倒しを可とすることは、そんなに難しいことなのでしょうか。

(堀田座長)

①全部ひっくるめて、高校2年生を含むようにする案とその場合の問題点、②海外への修学旅行やそのための予防接種は半ば強制的に奨めているものなので、定期接種の前倒しとして認めてはどうかという案とその場合の問題点について、厚生労働省に聞いてもらい、次回判断するというところでよろしいでしょうか。

また、文部科学省にも聞いてみる必要がありますので、その点もお願いします。

(堀田座長)

次に、「薬の処方せんの使用期間の見直し」の事案について事務局から説明してください。

(1) 新規付議事案の審議

② 薬の処方せんの使用期間の見直し

《室長から事案の概要を説明》

(事案の概要)

- 先日の金曜日に病院から処方せんをもらった。処方せんには、発行日を含めて4日以内に薬局に提出するよう記載されていたが、当日は用事があって薬局に出向くことができなかったため、4日目に当たる月曜日に薬局に行ったところ、祝日のた

め営業していなかった。

このため、病院に電話をし、処方せんの使用期間に日曜祝日の休日は除かれないのか確認したところ、法令で休日を含めて4日以内と定められており、除かれないとのことであった。また、使用期間を過ぎている場合には、有料で処方せんの再発行が必要になるとのことであった。

処方せんの使用期間の4日間は、その期間内に連休を含む場合などには、薬局に行く時間が極めて限定され不便であるので、休日については使用期間から除くなど、処方せんの有効期間を延長するよう改善してほしい。

(堀田座長)

それでは、ご議論いただきたいと思います。ご質問・ご意見があればお願いいたします。

(大森委員)

本件の申出人は、当日は薬局に行けなかったとのことですが、どうして翌日薬局に行かなかったのでしょうか。

(室長)

本件の場合、当日が金曜日で、その後、土・日・月と三連休でした。処方せんの使用期間は、当日を含めて4日間であり、土・日後の月曜日は大丈夫だろうと思って4日目の月曜日に薬局に行ったところ、祝日のため営業していなかったということです。

(大森委員)

土曜日に営業している薬局は、街中にたくさんあるのではないですか。

(室長)

土曜日に営業しているところもありますが、そうでないところもたくさんあります。概ね病院が午前中開いている場合、病院に合わせて院外薬局も午前中だけ営業しているようです。

(加賀美委員)

私も2回ほど、この申出人と同じようなケースに遭遇しています。1回目は、仕事の都合でどうしても4日の間に薬局に行けなかったのです。この時は、やはり薬はいただけませんでした。もうひとつは、どうしても4日以内に薬局に行けないことを薬局に説明しましたら、薬局の方が病院に電話をかけてくださり、薬を受け取ることができたというケースがありました。

「長期の旅行」が、例外的に延長が認められる場合の特殊事情の筆頭にありますが、どうしても4日以内に薬局に行けない理由というのは、身体状況や仕事の都合などで

すので、冒頭に「旅行等」としてあるのはおかしいのではないのでしょうか。

(大森委員)

病院から薬局へ処方せんをFAXで送ることで、期限切れは防止できるのではないのでしょうか。

(室長)

大きな病院で、そういったことをやっているところもありますが、すべての病院ではないようです。

(大森委員)

それならば、病院と薬局との間で患者の便宜を図れば済むわけですし、また、当日に本人が薬局に行けない場合は、代理の者が薬を取りに行けばよいのではないのでしょうか。

(室長)

かかりつけの薬局であれば、事情を説明すると、主治医に確認をとった上で処方してくれるなど多少の無理が利くような場合があると聞いています。

また、確かに、代理の者が取りに行けばいいのですが、人によっては、代理に頼むことができないことも結構あるのではないのでしょうか。

(秋山委員)

苦情の中には、薬局に処方せんを提示したが、その時に薬局に薬の在庫がなく、取り寄せている間に期間を過ぎてしまったという例もありますね。

(大森委員)

そのように薬局に薬の在庫がない場合もあるので、予め処方せんを薬局に提示しておくのがよいのです。薬の在庫がない場合は、近くの薬局から調達する場合があります。

(加藤委員)

処方された薬が、今日から飲み始める必要がある場合とそうでない場合とに分けておかないといけません。すぐに飲まないといけない薬の場合を想定して、4日間にしたのだらうと思います。従って、休日だからという以前に、医薬分業をやった以上は、いつでも薬を確保できるというルートを作っておく必要があると思います。

(大森委員)

この問題は、院内処方の場合も生じるのでしょうか。

(室長)

例えば、T病院の場合、一部で院内処方もやっているようです。その場合の薬の引換券には、発行日から7日間まで薬を引き換えることができると記載されています。

また、病院のホームページを幾つか見てみますと、院内処方の例で、薬の保管期間を1か月とし、その後は処分するとしているものがあります。

(大森委員)

院外処方の場合、こういった不便が起こることを想定しておかないといけません。

(大森委員)

何日も持つような薬については、処方せんの使用期間を延長する方向で見直しを求める提案は、意味がありそうな感じがします。

(室長)

例えば、激痛で早く痛み止めをもらわないといけない場合は、直ぐ薬局に行きますが、高血圧症のような慢性的な病気の場合は、長年同じ薬を服用しているため、薬のストックが手元にあることが多く、そんなに急がないと聞きます。

(堀田座長)

4日間という規則ができた当時は、院外処方というのはなかったのでしょうか。

(室長)

制度としてはありましたが、あまり普及しておらず、ほとんど院内処方であったようです。

(加藤委員)

処方せんの使用期間を延長することについて、どこまでも延長するという話ではなく、使用期間を4日間と決めた当時は、土曜日は半日勤務、日曜日が休みといった状況が考慮されていたのでしょうから、その当時と現在は状況も変わっていますので、合理的な幅で見直しを行う時期にきているのではないかと言えるのではないのでしょうか。

あるいは、相当期間余裕があってもよい種類の薬のときは、始めから4日以上の使用期間を書いてもらうように見直すかだと思います。やはり基本的には、医者が処方する薬というのは、決められた飲み方をしないといけないということを大前提にしなければ、医療が成り立たなくなるものですから。

(堀田座長)

それは、期間というより別途そういう指示が必要ということですね。

(大森委員)

処方せんの使用期間について「4日間としたのは、週末をはさんでも薬が受け取れる日数」だとしていたという過去の新聞記事からみても、これは改めなさいということです。

(室長)

その記事について、厚生労働省に確認しましたところ、処方せんの使用期間4日間については、「週末をはさんでも薬が受け取れる日数」といった面もあるが、これだけが根拠ではないということでした。日数が経過すると、診察した状態が変わってしまうということが大きいようです。

(堀田座長)

病状に対し早く飲まなければいけないという絶対的理由を4日間と決めた主な理由としておきながら、一方で延長できる理由として、規則自体に「長期の旅行」という本人がらみの事情を掲げているのは、矛盾しています。

(小早川委員)

医者が処方せんの使用期間の延長を認める場合の要件について、厚生労働省がどう考えているのか。薬が長持ちする点や病状が安定している点というのもあるでしょうし、3連休前の金曜に処方するときは1日延長するということろまで、すべて医師の裁量に委ねる趣旨なのか、規則上では、その辺の幅がはっきりしません。

(堀田座長)

もう一つは、慢性疾患で病状が安定している人は、飲み忘れてもすぐ影響が出ないため薬が手元に余ることがあります。そういった慢性疾患用の薬は特定されると思います。薬を特定して、これらの薬についてはきちっとした薬剤師のいる薬局の認定で、期限を延長することができるようにするというのも提案できるのではないのでしょうか。

(大森委員)

使用期間の延長について、4日間では不都合だとすれば、5日間にしなさいと言うのが望ましいのでしょうか。

(室長)

三連休の場合だけでなく、土日だけしかはさまない場合であっても、4日間を5日間にすると余裕が生じますので、望ましいと言えるのではないのでしょうか。

(秋山委員)

処方せんの使用期間の延長について、医者の判断が入らざるを得ないものならば、

使用期間を延長する方向での規則見直しについても、結局医師の判断に委ねるしかないかなという気がします。使用期間や期間延長の申出ができることについては、ほとんど周知されていないということです。是非改善のためのあっせんをすべきと思いますが。

(室長)

処方せんの使用期間を延長する方向での規則の見直しについては、厚生労働省に対し関係の審議会に諮ってご議論いただきたいと提案するのも、あっせんの一つの方向であるのかなと考えます。

(大森委員)

4日間を過ぎたものは、同じ処方でも料金がかかるのでしょうか。

(室長)

再発行の場合は有料になります。なお、「関係者の意見」のところでご紹介しましたように、処方せんの再発行ではなく、病状が安定している場合は、融通を利かせて期間の延長で対応している病院もあるようです。

(堀田座長)

本件に対するあっせんの内容については、いろいろな選択肢があると思いますので、今回の議論をもとに厚生労働省と詰めてみてください。

以上